

〈現下の経済変動に対応するための特別融資〉

現下の経済変動に対応するための緊急資金、

現下の経済変動に対応するための事業多角化・業態転換資金のご案内

文京区では、原油価格や原材料費の高騰、国際情勢など現下の複合的な要因による経済変動により事業活動に影響を受けている区内中小企業への資金繰り支援を強化するため、『現下の経済変動に対応するための緊急資金』、『現下の経済変動に対応するための事業多角化・業態転換資金』を運営しています。

※本制度は、区が直接融資するものではなく、融資実行の可否及び融資額については、金融機関等の審査によります。

① 現下の経済変動に対応するための緊急資金

資金用途：運転資金

融資限度額：**1,500万円以内**

返済期間：8年以内（元金据置24か月以内を含む）

必要書類：「現下の経済変動に対応するための緊急資金認定申請書」が必要

② 現下の経済変動に対応するための事業多角化・業態転換資金

資金用途：運転資金・設備資金

融資限度額：**2,000万円以内**

返済期間：8年以内（元金据置24か月以内を含む）

必要書類：「現下の経済変動に対応するための事業多角化・業態転換資金認定申請書」及び「現下の経済変動に対応するための事業多角化・業態転換計画書」が必要

①、②共通

対象：次のいずれかに該当すること

- (1) 申込日を基準とした**直前3か月間または1年間の売上高または営業利益が前年同期に比べ、15%以上減少していること。**
- (2) 区内で創業して1年未満の場合、申込日を基準とした**直前1か月間の売上高または営業利益が直前1か月間を含む直前3か月間の平均に比べ減少していること**

契約利率：

契約利率	区・利子補給率	本人負担
1.7%	1.7%	0%

本特別融資に関しては、東京信用保証協会による信用保証が必要となります。

- ※売上高又は営業利益が減少していることを証明できる書類（決算書と試算表・売上台帳等）
- ※通常の融資あっせん申込みに必要な書類一式（区ホームページやパンフレットをご覧ください。）
- ※前回融資実行後に同一融資及び他の融資の申込みが可能 ※何回でも利用可能です。
- ※金融機関代行での申込みが可能。（委任状は必要ありません。）
- ※信用保証を付さないプロパー融資は、本特別融資の対象外となります。



▲必要書類等はコチラからご確認ください。

〈融資あっせん申込み・問い合わせ〉

東京商工会議所文京支部 月曜日～金曜日 10:30～16:30 ☎ 03-5842-6731

（文京区春日1-16-21 文京シビックセンター地下2階）

（裏面もあります）

信用保証料補助金について

対象者：文京区中小企業向け融資あっせん制度における「**現下の経済変動に対応するための緊急資金**」、「**現下の経済変動に対応するための事業多角化・業態転換資金**」として融資を受けた方

※既に「**新型コロナウイルス対策緊急資金**」の融資に係る信用保証料の補助を区から受けた方は、「**現下の経済変動に対応するための緊急資金**」に係る信用保証料補助の申請はできません。

※既に「**新型コロナウイルス対策事業多角化・業態転換資金**」の融資に係る信用保証料の補助を区から受けた方は、「**現下の経済変動に対応するための事業多角化・業態転換資金**」に係る信用保証料補助の申請はできません。

対象経費：東京信用保証協会に支払った「**現下の経済変動に対応するための緊急資金**」、「**現下の経済変動に対応するための事業多角化・業態転換資金**」の融資に係る信用保証料

補助額：東京信用保証協会に支払った信用保証料の実額（上限30万円）

※それぞれの融資につき、**1事業者1回のみ申請可。**

申請方法：必要書類を揃えて、文京区経済課産業振興係まで**郵送**にてご提出ください。

- (1) 信用保証料補助金交付申請書 兼 請求書
- (2) 提出書類等確認表（チェックリスト）
- (3) 信用保証決定のお知らせの写し（借入金融機関よりお受け取りください）
- (4) 振込先口座の通帳写し
- (5) 委任状 ※請求者と振込口座の名義人が異なる場合のみ必要です。

※(1)、(2)、(5)は、**区ホームページよりダウンロードしてご使用ください。**

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/sangyo/chushokigyo/yuushi/tokubetusoudanmadoguti.html>

＜申請書提出先・お問い合わせ＞

〒112-8555 文京区春日1-16-21 文京区シビックセンター地下2階
文京区 区民部 経済課 産業振興係（☎03-5803-1173）

HP・申請書ダウンロードはコチラ ↓



特別相談窓口

現下の経済変動により事業活動に影響を受ける、又はそのおそれがある中小企業の皆様から経営上の相談を受け付けています。

相談窓口：東京商工会議所文京支部（文京区春日1-16-21 文京シビックセンター地下2階）

相談時間：月曜日～金曜日 **9:30～16:30**

問い合わせ：☎ 03-5842-6731

中小企業支援員による訪問相談

資金繰りを含む、経営の安定や振興を図るため、中小企業支援員が区内企業を訪問し、企業の現状や課題にあった区、都、国の中小企業向け支援施策などの紹介や経営相談を行っています。

＜訪問相談に関するお問い合わせ＞

文京区 区民部 経済課 産業振興係（☎03-5803-1173）